低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料

H24.12 鳥取県住宅政策課

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法第53条第1項)

(1) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をしない場合

表

区分		認定申請手数料(※1)	
		登録建築物調査機関又は登録住	適合証の添付がある場合
		宅性能評価機関が交付する適合	
		証の添付がない場合	
住宅の用に	1戸	32,000 円	4,000円
供する部分	2戸~5戸	64,000円	9,000円
	6戸~10戸	91,000円	16,000 円
	11戸~25戸	128,000 円	27,000 円
	26 戸~50 戸	184,000円	43,000 円
	51 戸~100 戸	262,000 円	76,000 円
	101 戸~200 戸	357,000 円	122,000 円
	201 戸~300 戸	467, 000 円	153,000 円
	301 戸~	548, 000 円	163,000 円
共同住宅の	300 ㎡以下	101,000円	9,000円
共用部分	300 ㎡超~2,000 ㎡以下	169,000円	27,000円
	2,000 ㎡超~5,000 ㎡以下	262, 000 円	76,000 円
	5,000 m²超~10,000 m²以下	336,000 円	120,000円
	10,000 m²超~25,000 m²以下	403,000 円	153,000 円
	25,000 ㎡超	469, 000 円	190,000円
非住宅部分	300 ㎡以下	224,000円	9,000円
	300 ㎡超~2,000 ㎡以下	358,000 円	27,000円
	2,000 ㎡超~5,000 ㎡以下	509, 000 円	76,000 円
	5,000 m²超~10,000 m²以下	623, 000 円	120,000 円
	10,000 m²超~25,000 m²以下	737, 000 円	153,000 円
	25,000 m²超	841,000円	190,000円

- ※1上記は申請区分による認定申請手数料表となります。建築物全体で認定を受けようとする場合、認定申請に係る部分を 合算した額が認定申請手数料となります。
- (2) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をする場合
 - 上記(1)の表に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の額に定める額を加算した額

2 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(法第55条第1項)

- (1) 変更認定申請に併せて、確認の申し出をしない場合 次の(ア)~(エ)までに定める額を合計した額
 - (ア) 増加する住宅の戸数に応じ、上記1の(1)の表のうち「住宅の用に供する部分」に定める額
 - (1) 変更する住宅の戸数に応じ、上記1の(1) の表のうち「住宅の用に供する部分」に定める額の1/2の額
 - (ウ) 変更後の共用部分(増加する共用部分を除く)の床面積の1/2の面積に、増加又は減少する共用部分の床面積を加えた面積に応じ、表の「共同住宅の共用部分」に定める額
 - (エ) 変更後の非住宅部分(増加する非住宅部分を除く)の床面積の1/2の面積に、増加又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、表の「非住宅部分」に定める額
- (2)変更認定申請に併せて、確認の申し出をする場合
 - 上記2の(1)に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の額に定める額を加算した額